

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度

：
：

法人名

別表十六(七)

令六・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
「8」欄 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 ② 「区分番号」欄：「00277」 ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額 (注) <u>適用額は、年300万円が上限となります。</u>							
取 得 価 額	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計)						8	円